



## Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, [mtakenaka@us.mufg.jp](mailto:mtakenaka@us.mufg.jp)

2006年7月6日

ワシントン情報 (2006 / No.043)

### WTO 新多角的貿易交渉ドーハ・ラウンドの挫折

#### ～農業補助金と関税を巡り解けない対立の構図～

世界貿易機関（WTO）の新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）閣僚会合は7月1日、農業、及び鉱工業分野での市場開放の大枠について今回会合の会期内合意を断念した。WTOは昨年12月香港で行われた閣僚会議で、加盟国全てが2006年末を期限に、新たな自由化ルールに基づく関税率表を完成させるという目標を設定していた。しかしその新自由化ルールを合意するための閣僚会合が調整不能に終わったことで、今年末までのドーハ・ラウンド終結は非常に困難な状況となった。会議の焦点であった農業分野における利害対立に絞って報告する。

#### 【WTO ドーハ・ラウンド：農業分野における関税と補助金の削減で対立】

合意断念に至った最大原因は、農業分野における貿易障壁の撤廃を巡って交渉が決裂したことにある。米国は農業分野の自由化を巡っては市場アクセスに重点を置いており、当初の提案で農産物関税の67%の引き下げを求めた。一方、欧州連合（EU）は域内農家への影響に対する懸念から農産物関税の削減に消極的で、昨年10月に出した提案で39%の引き下げを提示した。

その後、欧州や発展途上国は、関税引き下げの条件として米国が自国農産物に関する貿易歪曲的補助金（OTDS：Overall Trade Distorting Subsidies）の年間上限を220億ドルから150億ドルまで削減すること、加えて関税引き下げに際して各国に重要な農産物は“sensitive products”として例外扱いすることを要求。一方で農産物関税を少なくとも54%削減すべきとする米国は、“sensitive products”の例外扱いは農業自由化の「抜け穴」としてこれに反対。今年に入っても交渉は一向に進展を見せず、今回の会合で米国は農業補助金削減を拒否し、農業交渉は決裂する結果となった。

#### 【先進国の農業補助金の比較】

先進国における巨額な農業補助金は、発展途上国の農業の成長を圧迫しているという観点からも問題とされて来た。表1は先進国の農業補助金<sup>1</sup>を示したものである。PSE（Producer Support Estimate）は生産者に直接的に与えられる補助金であり、これに消費者を通じて与え

<sup>1</sup> 前述のWTOで定められている貿易歪曲的業補助金（OTDS）は独自の定義があり、ここでいう農業補助金とは金額が異なる。



られる補助金 CSE (Consumer Support Estimate) など合わせて、TSE (Total Support Estimate) と呼ぶ。

経済協力開発機構 (OECD) のデータによると、2005 年度に米国が農業生産者に付与した農業補助金 PSE は約 430 億ドル (4.9 兆円) で、これは生産者補助率 (国の農業生産規模に対する補助金の割合) にして 16% となる。また農業生産者への間接的な補助も含めた農業補助金総額 (TSE) は 1,100 億近い (12.6 兆円)。他の先進国の生産者補助率を見ると、欧州連合 32%、日本 56%、オーストラリア 5%、ニュージーランド 3% である。従って金額では大きいが、農業生産規模に対する比率で見ると米国の農業補助金レベルは欧州や日本に比べると高いとはいえない。しかし多くの発展途上国の政府は、先進国政府のように潤沢な補助金を自国の農家に付与できないことなどを考慮すると、米国の TSE 1,100 億ドル (GDP の 0.9%) の補助金は世界の農産物市場において看過できない歪みを生み出していると言える。

### 【米国の農業補助金の歴史と現状】

#### <1996 年農業改革の失敗>

米国は 1996 年 4 月に “Freedom to Farm” 法と呼ばれる農業法を成立させた。同法は主要農産物生産の柔軟性を高めるとともに、農業補助金を 7 年間にわたって段階的に削減することを目指した画期的な内容であった。具体的には生産者に対し過渡期支援金を給付する代わりに、農産物に対する不足払い制度を廃止し、生産自由化に向けた改革を実施するというもの。しかしながら、同法が実際にもたらしたのは過剰生産とそれに伴う穀物価格低迷で、結果的に政府は農家救済策として 1998~2001 年の間計 4 回にわたって総額 273 億ドルにもものぼる緊急対策を実施する結果になった。

#### <2002 年新農業法の概要>

1996 年農業法の失効を受けて 2002 年 5 月に成立した新農業法は、一転して農業補助金を 10 年間にわたって 735 億ドル増額し、総額 1900 億ドルに引き上げるという、保護削減を施行する WTO 農業協定の流れに反する内容で、成立と共に各国から反発を買ってきた。中でも最も強く批判されているのは、同法が 1996 年農業法で廃止された不足払い制度を復活させたことである。これは生産自由化からの大幅な後退と見なされ、米国の WTO へのコミットメントに対する不信をもたらす結果となった。しかし米国は 2002 年新農業法に基づく補助金は WTO の規定範囲内であると主張。また同法は必要に応じて補助金支出を停止する「ブレーカー機能」を含んでいるため、貿易歪曲的農業補助金が上限に達すれば、米国は補助金支出を停止する方針であるとしている。

#### <大規模富裕農場への過剰支援>

日本の小規模零細農家保護主義的な農業政策とは 180 度異なり、米国の莫大な農業補助金はその多くが富裕な大規模企業農場に給付されている。非営利組織 Taxpayers for Common Senseによると、米国農家のうちで補助金を受け取ることが出来るのは全体の 3 分の 1 ほどで、補助金の 78% は全体のわずか 8% の大規模企業農場に行っているという。そしてこれら農場の多くが、連邦議員、Fortune 500 企業、その他の著名人により所有されているといわれる。日本では小規模零細農家保護主義的な補助金の給付のあり方が、農業経営の集約・大規模化、

効率化を妨げていると問題になると正反対に、米国では本来農業補助金を必要としない大規模富裕農場に補助金が集中的に費やされていることが国内で問題になっている。しかし日本同様にこれも強固な既得権益となり、補助金の削減を拒んでいる。

### 【解けない対立の構図】

先進国の巨額な農業補助金は、①世界の農産物市場における競争環境を歪める、②農産物の過剰供給をもたらし、価格を押し下げる効果がある等の点で問題視される。農業補助金の削減は、発展途上国にとってドーハ・ラウンドにおける最重要課題である。その一方で、農産物輸出国である米国にとっては、各国の農産物市場へのアクセス拡大は譲れない重要課題となっている。

交渉決裂を受けて、主要6カ国・地域（G-6：米、EU、日本、ブラジル、豪、インド）はラウンド立て直しに向け、Pascal Lamy WTO事務局長に妥協案の模索を要請。今後、米国がラウンド立て直しに積極的な姿勢を示すかどうか注目される。Susan Schwab 米通商代表部

（USTR）代表は閣僚会合終了後の記者会見で、「交渉が決裂したことによりドーハ・ラウンドが死んだとは思わない」と述べ、引き続きラウンド推進につくす姿勢を強調している。

しかし、数ヵ月後に議会選挙を控える連邦議会はドーハ・ラウンドに消極的、懐疑的であり、様々な業界を代表する有力ロビー諸団体からの要望を受けて、保護主義的雰囲気傾斜している。また現時点で大統領は通商促進権限（TPA）を持っているので、政権は通商交渉において一括的な権限を有し、議会は修正することができない。ところが、Bush大統領のTPAは来年7月に失効する。従って来年7月以降は議会が通商交渉に干渉できることになり、この先数ヶ月以内にドーハ・ラウンド交渉が終結しない限り、新ラウンドの実現はほぼ絶望といわれている。

（担当：松村詩子）

（e-mail address：[umatsumura@us.mufg.jp](mailto:umatsumura@us.mufg.jp)）

（表1）2005年度における各国の農業補助金の現状（単位：US百万ドル）

	PSE <sup>1</sup>	生産者補助率 <sup>2</sup>	TSE <sup>3</sup>	GDPに占めるTSEの割合	GDPに占める農業生産の割合
米国	42,669	16%	109,680	0.9%	0.9%
EU	133,785	32%	150,501	1.1%	2.0%
日本	47,435	56%	59,568	1.3%	1.0%
豪州	1,453	5%	1,976	0.3%	2.5%
ニュージーランド <sup>4</sup>	262	3%	427	0.4%	9.5% <sup>4</sup>

（出典）OECD, Producer and Consumer Support Estimates, OECD Database 1986-2005.  
OECD, OECD in Figures 2005 – Agriculture Production and Trade

<sup>1</sup> PSE：生産者補助額。

<sup>2</sup> 生産者補助率：農業生産額に占めるPSEの割合。

<sup>3</sup> TSE：消費者を通じての補助（CSE）その他間接的補助を含む全体的農業補助金。

<sup>4</sup> 2003年データ。



以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。